

12 協同農業普及事業交付金

令和 8 年度予算概算要求額 2,350百万円（前年度 2,350百万円）

<対策のポイント>

高度で専門的な技術や知識を持つ**普及指導員が直接農業者に接して**技術・経営指導を行うことにより、スマート農業技術の活用促進やみどりの食料システム戦略の推進など政策課題への対応を図ります。

<事業目標>

新たな技術の迅速な普及・定着と担い手の経営発展の実現

<事業の内容>

農業改良助長法に基づき、都道府県において高度な技術及び知識を有する普及指導員を設置し、普及指導員が直接農業者に接して農業に関する技術及び経営の指導を実施すること等に必要な経費に対し交付金を交付します。

新たな運営指針に基づき、政策課題への対応として、

- ①**担い手の育成・確保、**
- ②**スマート農業技術・農業支援サービスの活用促進、**
- ③**気候変動適応策を含むみどりの食料システム戦略の推進、**
- ④**マーケットインの生産体制の構築**

等に重点的に取り組みます。

また、これらの活動を効果的に推進するため、

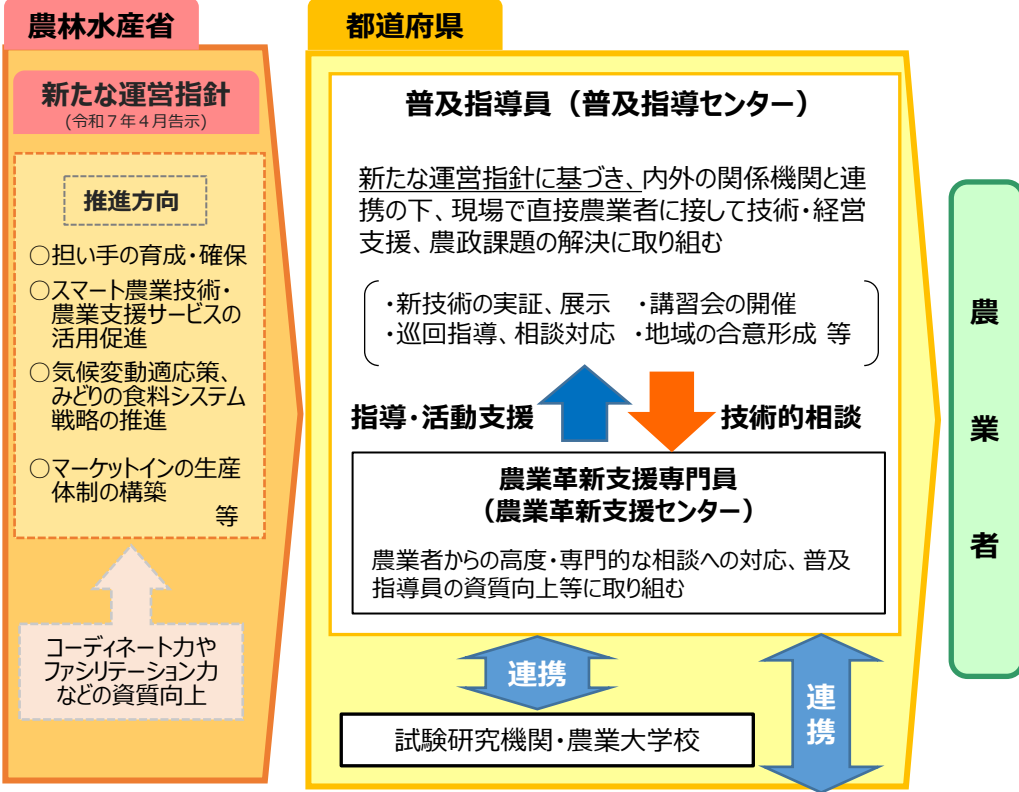
- ①**食料システム関係者等と産地をつなぐハブ機関としての役割を発揮するためのコーディネート力、**
 - ②**地域計画の実現や見直しに向けた話し合いを円滑に進めるファシリテーション力**
- などの資質向上を図ります。

さらに、普及指導員のヘッドクォーターとして、研究・行政・民間等との連携や先進的な農業者からの高度な相談等に対応する農業革新支援専門員を普及指導員の中から選任して配置し、普及指導活動の高度化を進めます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-6744-2107）